

公布された規則のあらまし

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第三五号）

1 暮らし環境本部の地球温暖化対策課を廃止し、同本部に環境課を置き、農林水産商工本部の新エネルギー・産業振興課を廃止し、同本部に新エネルギー課及び新産業・基礎科学課を置き、交通政策部の空港・交通課及び新幹線活用・整備推進課を廃止し、同部に空港課及び新幹線・地域交通課を置くこととした。（第三条関係）

2 暮らし環境本部に文化・スポーツ部を置き、同部にスポーツ課、文化課及びまなび課を置くこととした。（第三条関係）

3 男女参画・県民協働課、循環型社会推進課、医務課、商工課、観光課、土地対策課及び法務課の分掌事務の一部を改めるとともに、環境課、新エネルギー課、新産業・基礎科学課、空港課及び新幹線・地域交通課の分掌事務を定めることとした。（第七条、第八条、第九条、第一一条、第一二条及び第一三条関係）

4 文化課に世界遺産登録推進室を、建築住宅課に施設整備室を置き、循環型社会推進課の環境監視整備指導室、新エネルギー・産業振興課の基礎科学・新領域振興室及び空港・交通課の地域交通対策室を廃止することとした。（第一六条関係）

5 図書館ほか五現地機関は暮らし環境本部の所管に、公文書館は経営支援本部の所管に属することとした。（別表関係）

6 その他所要の改正を行うこととした。

7 この規則は、平成二四年四月一日から施行することとした。